

特定非営利活動法人市民社会研究所 コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人市民社会研究所（以下、「法人」という）の健全な事業運営にあたり、関係各法令を遵守し、かつ的確な業務管理体制を整備するために、コンプライアンスの統制方針、体制及びその具体的な方法・手順等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 コンプライアンスとは、法令、条例、通達等に加え、法人が定める諸規程等を遵守することをいう。

(コンプライアンス責任者の役割、体制)

第3条 法人のコンプライアンス体制の確保のため、コンプライアンス責任者を置く。

- 2 コンプライアンス責任者は法人の代表理事とする。
- 3 コンプライアンス責任者は、職員に対するコンプライアンスの周知徹底やコンプライアンスに関する問題点の把握等を行う。
- 4 コンプライアンス責任者は、コンプライアンス検討会議を設置する。

(コンプライアンス管理者の役割、体制)

第4条 法人における日常的なコンプライアンスの監督や職員に対するコンプライアンスの指導を行うため、コンプライアンス管理者を置く。

- 2 コンプライアンス管理者は、理事の中から選任する。
- 3 コンプライアンス管理者は、コンプライアンス検討会議を開催し、議事内容をコンプライアンス責任者に報告する。
- 4 コンプライアンス管理者は、コンプライアンス上の問題が発生した場合には、コンプライアンス責任者に速やかに報告し、コンプライアンス検討会議の決定事項を受けて、その問題の解決、処理等の対応にあたる。

(コンプライアンス検討会議の役割、体制)

第5条 コンプライアンス検討会議は、コンプライアンス管理者からの報告・相談を受けて、報告の承認及び問題の対応にあたる。

- 2 コンプライアンス検討会議は、コンプライアンス責任者を長とし、コンプライアンス責任者の指名を受けた者によって構成される。

(各種コンプライアンスに係る担当者)

第6条 法人における事務等の適正処理については、事務担当者とコンプライアンス管理者が日常的に確認する。

2 法人の財務会計の適正処理については、監事等による財務監査によって確認する。

3 センターの労務管理における労働諸法令の適正運用については、コンプライアンス管理者が日常的に確認するとともに、コンプライアンス検討会議に報告する。

(相談、紹介)

第7条 職員は、業務の遂行において、違反行為であるかどうかの判断に迷うときは、あらかじめコンプライアンス責任者またはコンプライアンス管理者に相談しなければならない。

2 コンプライアンス責任者及びコンプライアンス管理者は、自ら対応できない場合には、必ず弁護士・税理士等の専門家の知見を求めるものとする。

(懲罰)

第8条 本規程に定める法令遵守の違反行為を行った者、調査の際に虚偽の報告を行った者、違反行為の隠ぺいを行った者並びに前条における相談、紹介の手順を怠った者については懲罰の対象となることがある。

(意識啓発、研修)

第9条 コンプライアンス責任者は、法人においてコンプライアンスが確実に行われるよう、機会あるごとに方針の徹底及び職員への意識啓発を行わなければならない。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議を経て代表理事が行う。

附則

この規程は、平成26年4月1日より施行する。